

三九郎 申請、実施に関するフロー

【11/27まで】
三九郎実施に関わる
書類提出



松本市ホームページ
松本市三九郎について
10月1日公開予定

○紙による**申請用紙**、又は、**電子申請**で三九郎に関する書類を提出
※三九郎の予備日は複数日を設定してください。
(林野火災注意報等が長期に渡り継続して発令されることがあります。)
※**電子申請**をする方は、**三九郎開催地の場所の地図のデータが必要となります。**
(松本市ホームページ「まつもとデジタルまっぷ」または、googleマップ等のスクリーンショット等を事前に準備してください)
※地区の消防団の連絡先は、事前に確認しておいてください。

三九郎に関わる書類
申請フォーム
(10/1より申請可能となります。)



【前日までに】
確認

○松本広域消防局HP
「林野火災注意報・火災警報の発令状況」にて確認
【林野火災注意報_発令】→各地区における対応検討

こちらより確認できます ⇒



【三九郎実施日
朝8:00以降】確認

火災警報は、
気象状況により発令
されます

○松本広域消防局HP「林野火災注意報・火災警報の発令状況」にて現状確認
【林野火災注意報_発令】→ 中止
【火災警報_発令】→ 中止(罰則対象になることがあります)
○延期、中止にした時は、地区管轄消防署、消防団分団長へ連絡し、当日中止になったこと、及び、予備日を伝える

三九郎を
予定通り実施

はい

いいえ

追加申請や消防署及び、
消防団への連絡なし

消防署(裏面参照)
及び、消防団へ連絡する

はい

いいえ

三九郎当日 確認・連絡・申請 フロー

延期する

はい

いいえ

灰の回収依頼
している

中止
松の回収依頼する

はい

いいえ

いいえ

はい

灰の回収日変更申請



追加申請や
連絡は不要

松等の回収を依頼



【都市公園で三九郎を実施する場合】

都市公園内の水道の開栓が必要な場合は、事前に公園緑地課【34-3254】へご連絡ください。
また、三九郎終了後、凍結防止のため閉栓を行う必要があるので、終了後に公園緑地課へご連絡ください。
※三九郎実施日を変更する場合、公園緑地課へご連絡ください。

都市公園の確認は下記から
行ってください。



三九郎中止、実施日変更 連絡・報告先

丸の内消防署	(0263)35-2411	山辺出張所	(0263)35-8185
庄内出張所	(0263)25-0669	梓川消防署	(0263)78-2090
芳川消防署	(0263)58-4322	安曇出張所	(0263)94-2662
神林出張所	(0263)86-0119	山形消防署	(0263)98-4455
渚消防署	(0263)25-3988	明科消防署	(0263)62-2992
本郷消防署	(0263)46-2700		

三九郎中止、実施日変更の連絡については、お住まいの管轄消防署、出張所へご連絡ください。

消防署、出張所の管轄地区情報は、こちらからご確認ください。



松本広域消防局HP

松・灰等の回収に関すること	→	資源循環推進課	(0263)47-1096
消防団に関すること	→	消防防災課	(0263)33-1191
林野火災注意報・火災警報 に関すること	→	松本広域消防局 予防課	(0263)25-1599
松本市都市公園に関すること	→	公園緑地課	(0263)34-3254

【林野火災注意報・火災警報発令を知る方法について】

- 1 松本安心ネットによるメール配信
- 2 松本市公式LINEによる配信
- 3 松本広域消防局HPでの掲載
(松本市安心ネット、松本市公式LINEは登録が必要となります。)



【松本市消防団】
自分の地区の管轄消防団をご確認ください。



【松本安心ネット】
HPへアクセスをして、登録をお願いします。



【松本市公式LINE】
HPへアクセスをして、登録をお願いします。